

ひとり親世帯の現状と養育費施策のありかた

千葉大学大学院社会科学研究院教授 大石 亜希子



～要旨～

子どもの貧困率は改善傾向にあるが、ひとり親世帯の貧困率は依然として高い。本稿では、貧困率改善の背後で進むひとり親世帯とふたり親世帯の格差拡大に注目するとともに、ひとり親世帯の9割を占める母子世帯が貧困に陥りがちな背景を探り、政策の在り方を考察する。

本稿のポイントは以下の通りである。第1に、2010年代以降、ふたり親世帯の所得分布がより高所得へとシフトしたが、ひとり親世帯にはそうした傾向はみられない。むしろ所得低分位の実質所得水準が低下するなど、ひとり親世帯内部での格差も拡大している。第2に、母子世帯の母の就業率が高いにもかかわらず就労所得が低いのは労働時間が短いためではなく、非正規就業であっても週40時間近辺まで働く母が多い。第3に、養育費施策の実効性を高めるとともに税制や教育支援など関連施策との整合性を高め、子どものウェルビーイング改善を図るべきである。

子ども期の貧困経験は、子ども時代の幸福を損なうだけでなく、その子どもの成長・発達や成人後の健康やウェルビーイングにも影響を及ぼす。日本の子どもの貧困率は2021年には11.5%となっており、これはOECD（経済協力開発機構）諸国の中でデータが比較可能な37か国中、低いほうから19番目に位置する¹⁾。この10年、日本の子どもの貧困率は改善傾向にあるが、ひとり親世帯の貧困率は依然として顕著に高く、44.5%（2021年）に達する。また、ひとり親世帯の子どもの大学進学率は一般の大学進学率よりも大幅に低い。

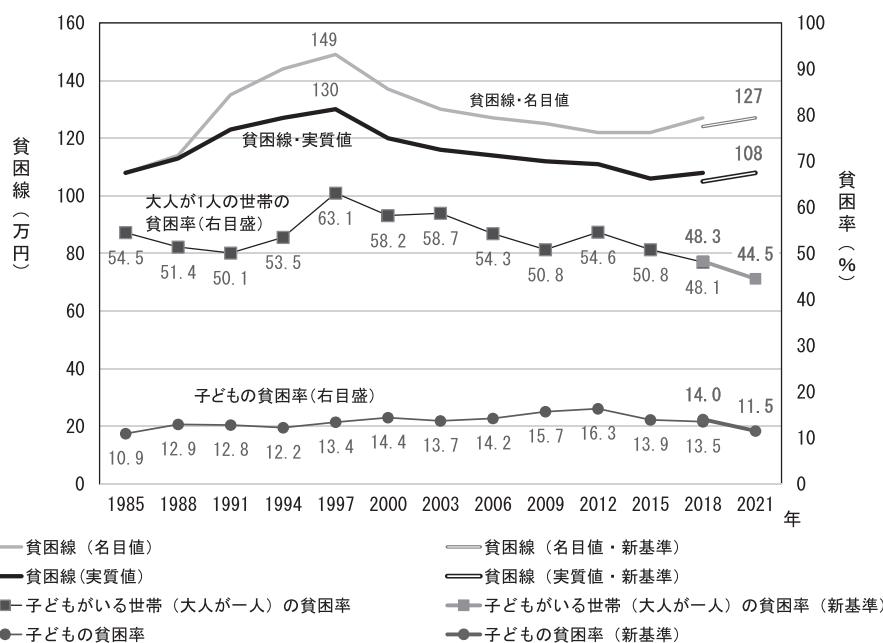
日本では、2023年に施行された「子ども基本

法」の基本理念に基づき「子ども大綱」が定められ、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」ことが目指されている。そこで本稿では、子どもを巡る「貧困と格差」の実情とその背景を、とくにひとり親世帯に焦点を当てて探るとともに、養育費の問題を含めてひとり親政策の方向性について考察する。

1 子どもの貧困率の動向

はじめに貧困率の動向をみておこう。貧困率の国際比較を行う際に用いられるのは、「国民生活基礎調査」（厚生労働省）に基づく所得ベース

図1 貧困線と子どもの貧困率の推移



(注) 子どもがいる世帯（大人が1人）の貧困率：子どもがいる現役世帯で大人が1人の世帯の貧困率。現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

(資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

の相対的貧困率である。相対的貧困率を計算するには、貧困線の設定が必要となるが、貧困線は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で除したもの）の中央値の50%とされている²⁾。この貧困線未満の等価可処分所得しか得られていない人の割合が貧困率である。子どもや収入のない成人の場合も、その世帯の可処分所得から計算される等価可処分所得を得ていると仮定する。

「国民生活基礎調査」では17歳以下の者を子どもとしているので、子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合として定義される。また、ひとり親世帯の貧困率と一般に言われるものは、現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち「大人が1人と17歳以下の子どものいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合を指している。

日本の子どもの貧困率は、「国民生活基礎調査」ベースで最も古い1985年には10.9%であったが、2012年に16.3%でピークを打つまで上昇トレンドが続いた（図1）。その後は低下に転じ、2021年には11.5%となっている³⁾。一方、子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率（ひとり親世帯の貧困率にほぼ相当）は1997年の63.1%をピークとして低下トレンドが続いている。

このように貧困率という指標でみれば、子どもの貧困は改善しているものの、楽観はできない。というのも、貧困率の低下と並行して貧困線も低下しているからである。名目と実質（1985年価格）の貧困線の推移をみると、貧困線は1997年から低下トレンドにあり、直近でも名目・実質ともに1997年よりも20万円以上低い。すなわち、現在の基準で非貧困層とされる低所得層の一部は、1997年の基準でみれば貧困に相当する生活水準しか享受できていないということ

表1 子どものいる現役世帯の等価可処分所得金額階級別世帯人員の相対度数分布
(単位: %)

等価可処分所得金額階級	大人が一人			大人が二人以上		
	2018年	2021年	差	2018年	2021年	差
0～100	30.9	35.8	4.9	8.7	5.7	-3.0
100～200	48.0	39.9	-8.1	17.7	16.5	-1.2
200～280	13.6	17.3	3.7	25.7	24.9	-0.8
280～400	5.7	6.0	0.3	29.8	30.7	0.9
400～500	0.8		-0.8	10.5	11.6	1.1
500～600	0.3		-0.3	4.1	6.2	2.1
600～700	0.3	1.0	0.7	2.1	2.1	0.0
700～800				0.5	1.1	0.6
800～900				0.3	0.4	0.1
900～1000				0.1	0.4	0.3
1000万円以上	0.5		-0.5	0.5	0.4	-0.1

(資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

になる⁴⁾。裏返すと、現在の貧困層は、1997年当時の貧困層よりも一層貧困である。山田(2025)は、2000年代の格差拡大は「貧困層のより貧困化」であったと指摘するが、こうした貧困の中で今日でも9人に1人の子どもが育っている。

2 子ども間の格差拡大：ひとり親世帯とふたり親世帯

子どものいる世帯の所得分布に関しては、気になる傾向がいくつかみられる。

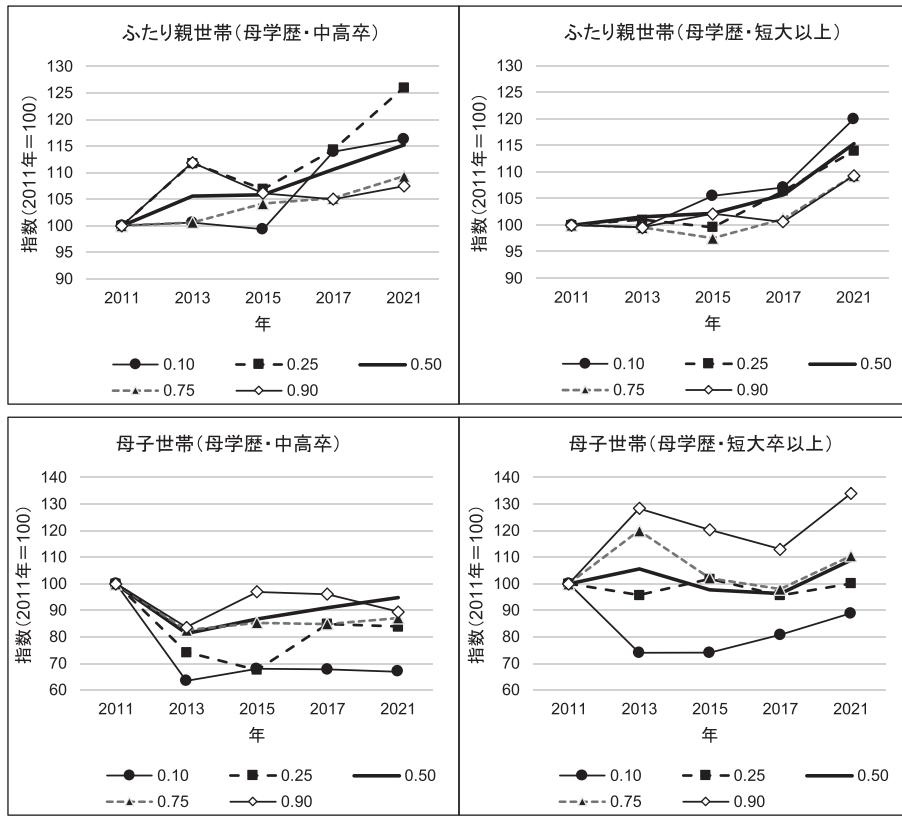
第1に、ひとり親世帯とふたり親世帯の格差が拡大している。子どもがいる現役世帯の等価可処分所得の分布をみると、大人が1人の世帯と大人が2人以上の世帯とでは、2018～21年にかけて異なる動きがみられる(表1)。大人が2人以上の世帯の場合は、全体的に高所得へシフトする動きがみられるのに対し、大人が1人世帯では等価可処分所得が100～200万円の割合が減少する一方で、0～100万円の最貧層と200～280万円の割合が増加しており、高所得へのシフトは観察されない。三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2023)の分析では、近年の子どもの貧困率低下の大部分は大人が2人以

上の世帯の貧困率低下によるものであり、それには主として共働き世帯の増加による稼働所得の上昇が寄与している。しかし、ひとり親世帯は働き手を増やすことができないため、ふたり親世帯のような稼働所得増を実現しにくい状況にあるとみられる。

第2に、ひとり親世帯とふたり親世帯の格差が拡大するとともに、ひとり親世帯の中での格差拡大が生じている。この点について、労働政策研究・研修機構が実施している「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」(以後、「子育て世帯全国調査」)のマイクロデータを用いて検討しよう⁵⁾。調査対象となる母集団は「全国の末子が18歳未満のひとり親世帯とふたり親世帯」であり、層化二段階無作為抽出により抽出された世帯に対し、訪問留置法による調査を行っている。

「子育て世帯全国調査」の最大の特徴は、通常の調査では出現率が低いひとり親世帯をオーバーサンプリングしていることで、これによってひとり親世帯の回答数を確保している。具体的には、ひとり親世帯とふたり親世帯それぞれについて毎回2000世帯を抽出し、調査を実施し

図2 世帯タイプ・母親の学歴別・実質等価世帯所得の推移



(注) 0.10, 0.25, 0.50, 0.75, 0.90 はそれぞれ 10 パーセンタイル、25 パーセンタイル、中央値、75 パーセンタイル、90 パーセンタイル。実質等価世帯所得は 2011 年を 100 とする指標で表示している。

(出所) 「子育て世帯全国調査」個票から筆者作成。

ている⁶⁾。本章では同調査のうち、第2回（2012年）調査以降の5回分の調査個票を使用する⁷⁾。

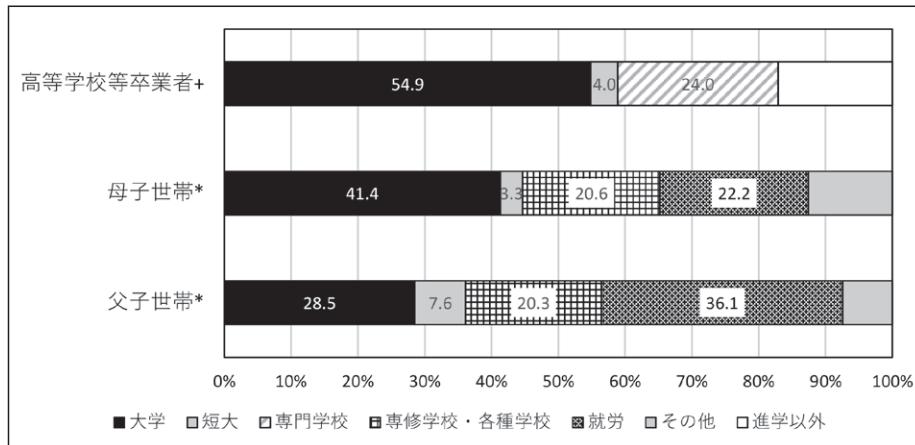
図2は、等価世帯所得の実質値（消費者物価指数総合で実質化）の変化を、所得分位別に示したものである。いずれの分位値についても2011年を基準とした指標で表示している。なお、「子育て世帯全国調査」で調査されている世帯所得は調査前年のものである。また、税や社会保険料負担に関する欠損の問題から、ここでは等価可処分所得ではなく、等価世帯所得を用いている。

夫婦親世帯の場合、母の学歴にかかわらず、どの所得分位でも2011年からの10年間で実質等価世帯所得は増加している。とくに低い所得分位で2015年以降の所得増加が顕著である。一方、母子世帯の場合、母の学歴が中・高卒の世

帯ではすべての所得分位で2011年よりも所得減少がみられ、しかも低い所得分位ほど大幅に減少している。母が短大卒以上の場合は、90 パーセンタイルでの所得増加が顕著である半面、それ以外の所得分位では実質等価所得はほぼ横ばいか若干の増加にとどまる。さらに、母が短大卒以上の場合でも、10 パーセンタイルの実質等価所得は2011年の水準を回復していない。つまり、母子世帯のうち母が短大卒未満の場合は、この10年にいっそうの貧困化が進んでおり、母が短大卒以上の場合であっても、トップ層とそれ以外との格差が拡大している。

第3に、ひとり親世帯の子どもの大学（学部）進学率は高校卒業者全体の進学率よりも顕著に低く、教育機会の格差が存在する（図3）。ひと

図3 高校卒業後の進路内訳（2021年）



(注) +: 文部科学省「学校基本調査」による高等学校等卒業者（過年度卒を含む）の卒業後の状況。*: こども家庭庁「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」による進学率。ここでは母子世帯または父子世帯の19歳の者のうち、大学、短大または専修学校・各種学校に在籍しているものの割合（「不詳」は進学率を計算する際の分母から除外している）。「大学」は学部。

(資料) 文部科学省「学校基本調査」、こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」

り親世帯の子どもの高校卒業後の進路は2021年に初めて調査されたため、高校卒業者全体との進学率の格差が拡大しているのか縮小しているのかは判断できない。進学率の計算方法も調査によって異なるため厳密な比較は難しいものの、ひとり親世帯の子どもの高校卒業後の進路が、高校卒業者全体とかなり異なることは明らかである。とくに父子世帯の子どもの高等教育進学率は低く、大学（学部）進学率は高校卒業者全体の半分程度にとどまる。

3 ひとり親世帯の現状

ひとり親世帯の子どもの進学率が低い背景には、高い貧困率に示されるような経済的困難がある。世帯収入で比較すると、「児童のいる世帯」全体では785万円であるのに対し、母子世帯は373万円、父子世帯は606万円と大幅に低い（いずれも2021年）（表2）⁸⁾。ここでの母子（父子）世帯の収入には同居親族（祖父母や成人子など）の収入も含まれるので、母（父）自身の年間就労収入に注目すると、母子世帯が236万円、父

表2 ひとり親世帯の現状

	母子世帯	父子世帯
世帯数	119.5世帯	14.9万世帯
ひとり親世帯になった理由（%）		
離婚	79.5	69.7
死別	5.3	21.3
就業状況（%）		
正規の職員・従業員	42.1	61.6
派遣・パート・アルバイト等	35.8	5.7
自営業・家族従業者	4.7	13.6
平均年間収入（母または父自身の収入）（万円）	272	518
平均年間就労収入（母または父自身の就労収入）（万円）	236	496
平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）（万円）	373	606

(注) 就業状況のうち「会社などの役員」「その他」は割愛しているので合計は一致しない。
(資料) こども家庭庁「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より筆者作成。

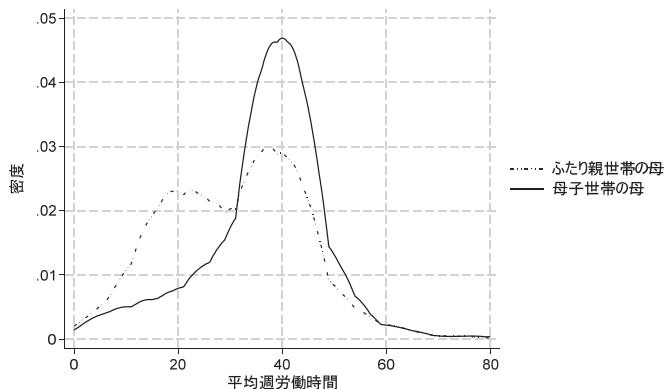
子世帯が496万円にとどまる。日本のひとり親の就業率は80%台後半で国際的にみても高い水準にあるが、就労収入は低く、ワーキングプアの状態にある。しかもこの傾向は母子世帯で顕著である。

それではなぜ、日本のひとり親世帯は働いているにもかかわらず貧困率が高いのであろうか。以下では、ひとり親世帯の約9割を占める母子世帯に焦点を当てて、貧困の背景を①就労面、②養育費、③制度間の不整合の3つの面から検討する。

(1) 就労面：2つの構造要因

母子世帯の母の就労収入が平均的に低い背景には、非正規就業率が高い（35.8%）ことがある。しかし、彼女らの労働時間は決して短くはない。図4は、「子育て世帯全国調査」の2022年調査を用いて、ふたり親世帯の母と母子世帯の母の週労働時間の分布をみたものである。ふたり親世帯の母の場合、週20時間近辺と40時間近辺の双峰型の分布を示すのに対し、母子世帯の母の場合は週40時間近辺にピークがくる単峰型の分布をしている。つまり母子世帯の母は、非正規就業者であっても労働時間の面ではフルタイ

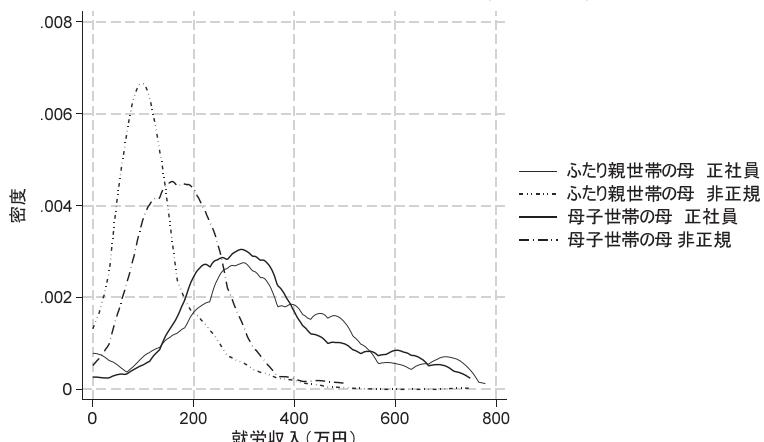
図4 就労する母の週平均労働時間分布（2022年）



（注）カーネル密度推定の結果。

（出所）「子育て世帯全国調査」個票から筆者作成。

図5 母の就労収入の分布（2021年）



（注）就労収入が年間800万円未満の母について。就労収入は調査前年（2021年）のものなので調査時点の就業状況と合致しないケースも含まれる。

（出所）「子育て世帯全国調査」個票から筆者作成。

ムに近い働き方をしている。

こうした働き方の違いは、就労収入の分布からも見て取れる（図5）。非正規で働くふたり親世帯の母の就労収入は100万円近辺をピークとするのに対し、母子世帯の母の場合は200万円をやや下回るあたりにピークがある。つまり、低賃金であっても長時間働くことで収入を確保しようとしているとみられる。

一方、正社員として働く母子世帯の母の就労収入は、同じく正社員のふたり親世帯の母よりもやや低いほうに厚く分布している。図には掲載していないが、時間当たり賃金でみても、母子世帯の母のほうが低賃金の傾向がある。これについて、正社員として働く母たちの賃金格差の要因分解をした大石（2018）は、母子世帯の母はふたり親世帯の母よりも平均的に学歴が低いことに加えて、学歴やスキルが同等でも母子世帯の母に対する市場評価がふたり親世帯の母よりも低いと指摘している。母子世帯の母は、仕事と育児をひとりで両立するために就業時間の柔軟性や通勤時間の短さなどを優先せざるを得ず、その分、低賃金の仕事についている可能性がある。

以上をまとめると、母子世帯の母の就労収入が低いのは、短時間就労によるものではなく賃金が低いことがある。低賃金の理由としては、学歴などの人的資本の問題や、両立を優先して低賃金を受け入れている（補償賃金差）こともあるが、日本の労働市場における正規・非正規格差や男女間賃金格差という構造要因の影響も無視できない。たとえば川口（2018）は、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）に基づき調査年、最終学歴、潜在経験年数、勤続年数、職種・役職、事業所固定効果をコントロールした上でも、正社員・無期雇用者を基準として、非正社員・有期雇用者の所定内時間あたり賃金は性別にかかわらず

18～19%低いと報告している。また、原（2017）は、さまざまな人的資本をコントロールした上でも説明できない男女間賃金格差が、賃金分布の上位層だけでなく下位層でも存在しており、女性が低賃金の仕事から抜け出しにくい「床への張りつき」現象が生じていると指摘している。

（2）養育費：法定養育費の導入と海外の状況

母子世帯の母親が働いていても貧困におちいる第2の理由は、養育費の受給率が低いことにある。母子世帯の多数は離婚によって母子世帯になっているが、離別母子世帯のうち養育費の取り決めをしているのは46.7%、実際に受け取っているのは28.1%にとどまる（「全国ひとり親世帯等調査」2021年）。

2026年4月に施行される改正民法では、共同親権の導入とともに、法定養育費制度が導入されることとなった。これにより、離婚の際に養育費の取決めがない場合でも、監護親は非監護親に対して法定養育費の支払いを請求することができるようになる（改正民法766条の3第1項）。法定養育費の支払い義務は、離婚の日から発生し、毎月末日までに支払うことが原則である。法定養育費の具体的な金額は、法務省令で定められるが、子どもの最低限度の生活の維持に要する額として当面は月2万円となる見込みである。これと併せて改正民法では、養育費の確保を促進するために①養育費債権への先取特権の付与と②執行手続の負担軽減策（ワンストップ化）および収入情報の開示命令などの裁判手続の規律整備などの措置も設けられる（表3）。しかしながら法定養育費制度が導入されても、ただちに毎月、監護親が最低限度の養育費を受け取ることができるようにになるわけではなく、母子世帯の貧困解消にどれほどの効果があるかは未知数である。

表3 養育費に関する現行制度と改正後制度の比較

項目	現行制度	改正後制度（法定養育費）
請求の可否	父母の合意または家庭裁判所の決定が必要	合意がなくても法定額の請求が可能
支払義務の発生時点	合意または調停成立時	離婚と同時に自動発生
最低支払額の基準	なし（個別に算定）	法務省令により定められる
履行確保の手段	債務名義が必要、強制執行は困難	先取特権付与、差押えが容易に

（出典）法務省民事局「民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について」(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html) から筆者作成。

（3）制度間の不整合

しかも、貧困削減効果という点で養育費は万能薬ではないという点にも留意しておく必要がある。Garfinkel and Nepomnyaschy (2010) は、たとえ養育費の支払が 100% 履行されたとしても、母子世帯の貧困改善に及ぼす効果は限定的だと述べている。これはアメリカの福祉給付が養育費に応じて減額されるため、彼らの研究では、実際に母子世帯の手に渡るのは支払われた養育費の 13 ~ 24% に過ぎないと推計されている。日本の現行制度でも養育費の 8 割が収入認定されるので、児童扶養手当はそれに応じて減額・停止される。

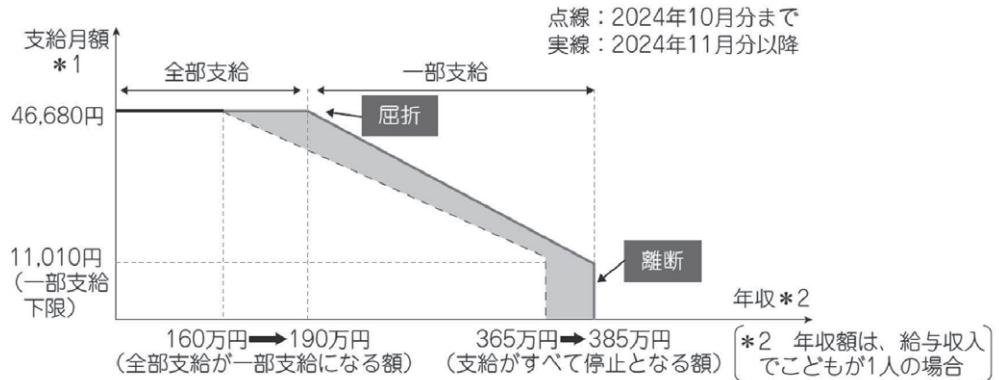
図 6 は一定の前提のもとに児童扶養手当の給付スキームを示したものであるが、年収 190 万円で予算線に屈折が生じ、385 万円で予算線に離断が生じる。仮に養育費を受け取ることでわずかに 385 万円を超えると、児童扶養手当は支給停止となり、年間 12 万円強の手当を失うため、手取り収入の逆転現象が生じる可能性が高い。こうした屈折や離断の存在は、養育費受給だけでなく、母子世帯の母が就労収入を増加させ、経済的自立を追求するインセンティブを損なう要因にもなる。

税制や教育支援の枠組みも、母子世帯の貧困削減という政策目標に照らすと問題を含んでいる（大石 2026）。たとえば別居親は、養育費を

支払うことで別居子と同一生計とみなされ、扶養控除の適用を受けることができる。この場合、同居親のほうは扶養控除を利用できなくなるので、増税効果により、養育費を受け取る前よりも手取り収入が減少する可能性がある。また、税法上の扶養親族数が減少するため、児童扶養手当の所得制限が引き下げられる。扶養控除の適用有無による課税対象所得の変化は、高等教育の就学支援新制度による授業料減免の上限額や、給付型奨学金の支給額にも影響しうる。

これらの問題は、共同親権の導入後さらに複雑化する恐れがある。たとえば別居父親は、共同養育を行うことで育児の機会費用分だけ養育費を減額したいと考えるかもしれない。その場合、父親が育児をしている間に母親は働くことが可能になるが、男女間賃金格差が大きい現状では、母親の就労収入の増分を養育費の減額分が上回り、結果として共同養育を行う前よりも母子世帯の手取り収入が減少する事態も生じうる。なお、母側の収入減少の一部は児童扶養手当の増加で埋め合せられるであろうし、共同養育が子どもの成長にプラスの影響を与える面もある。ただし経済面に限定すれば、父母の市場賃金に差があるなかで、子育ての機会費用を離別したカップル間でどう配分して子どものウェルビーイングを向上させるかが問われることになる。

図6 児童扶養手当の所得制限と支給額



(注) 図中の支給月額は2025年4月現在。

(出典) こども家庭庁「令和6年度こども家庭庁当初予算案ポイント」(令和5年12月22日)にもとづき筆者作成。

4 今後の展望

母子世帯の貧困を解消し、子ども間の格差を縮小させていく上でどのような施策が求められるであろうか。

第1に、税制や社会保障、教育支援などの政策メニューの不整合を解消し、子どもが不利益を被らないようにすることが必要である。たとえば扶養控除における同一生計の判断は、養育費という金銭の移転にのみ注目しており、日常的な子育て費用や時間面での子育て負担の父母間での配分は考慮していない。どのような基準によれば子どもへの再分配を損なわずに済むのか、共同親権の施行を前に省庁間での調整が求められる。

第2に、低所得な母子世帯の子どもの高等教育進学を促進するには、所得面での支援も必要であるが、所得変動を縮小することが必要であり、そのためには公的機関による養育費の立替や保証制度の導入が求められる。大学教育は4年間に渡る長期的な投資であり、その間に所得リスクにさらされる懸念が大きければ進学に前向きなることは難しい。OECD Family Databaseによると、西欧諸国では養育費の問題は裁判所の管轄とする国々が多いものの、①裁

判所に加えて政府機関が関与する(オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルグ)、②国の債権回収庁が履行確保を行う(イスラエル、オランダ、スウェーデン)、③養育費庁が関与する(カナダ、イギリス)、④社会保険庁が関与する(デンマーク、フィンランド)などのように公的な組織が関与する国々もある。また、不履行の際に国が先に支給し、原則として後で回収する制度を持つ国や、回収できる見込みがなくても、一定の条件のもとに支給が保証される国もある。法定養育費制度の導入の次のステップとして、公的な立替・保証制度の構築が求められる⁹⁾。

第3に、所得面での貧困だけでなく、時間面の貧困にも目を向けるべきである。母子世帯の経済的自立を追求することは重要であるが、母子世帯の母の多くはすでに長時間働いており、労働時間の増加で增收を図ることは難しい。労働時間の増加はまた、母による子どもへの時間投資の減少を意味する。求められるのは、より高賃金の仕事に就くことを可能とするような職業訓練や情報提供である。

謝辞

本稿で使用した「子育て世帯全国調査」の個票は独立行政法人労働政策研究・研修機構のプロジェクトの一環として利用許可を得たものである。また、本研究はJSPS科研費22H05100の助成を受けている。

【注】

- 1) https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9bde9c85/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCln_01.pdf
- 2) 貧困線が等価可処分所得の中央値の60%として定義されることもある。たとえばOECD（経済協力開発機構）のデータベースにおける貧困線の「標準」は等価可処分所得の50%であるが、閾値（Poverty threshold）として60%も選択可能である。また、イギリスの公的統計における相対的低所得（Relative low income）の閾値は等価可処分所得の中央値の60%である。
- 3) ただし2015年にOECDの所得定義の基準が改訂されたことを受けて「国民生活基礎調査」の貧困率の基準も改訂されたため、2018年以降の貧困率はそれ以前のものと厳密には比較可能ではないことに注意する必要がある。
- 4) 森口（2017）は、1990年代以降の日本ではトップ層がより富むアメリカ型の所得格差拡大は起きおらず、むしろ全体の貧困化が起きたことを長期データで示している。
- 5) これら一連の調査の詳細については、労働政策研究・研修機構（2024）を参照のこと。
- 6) なお、最新の第6回調査（2022年実施）から得られたひとり親世帯の属性を2021年の「全国ひとり親世帯等調査」と比較すると、「子育て世帯全国調査」のほうがやや子ど�数が多く、親と同居している比率が高いという特徴がある（労働政策研究・研修機構2024）。
- 7) 「子育て世帯全国調査」における母子世帯の定義は、他の公的統計と必ずしも一致しない。「子育て世帯全国調査」では、子の母親である回答者の配偶者がいない場合は母子世帯とみなしており、さらに、配偶者がいる場合でも、離婚協議中や別居中の場合は母子世帯としている（労働政策研究・研修機構2024）。また、母子世帯には、祖父母が同居している場合も含まれる。
- 8) 「児童のいる世帯」の世帯所得は「令和4年国民生活基礎調査」による（所得のデータは令和3（2021）年のもの）。
- 9) アメリカの経済学者Maria Cancianは、ひとり親世帯のすべての子どもが受け取れる最低保証養育費制度と、政府による立て替え払い制度の創設を提唱している（Cancian and Meyer2018）。

【参考文献】

- 大石亜希子（2018）「シングルマザーは働いていてもなぜ貧困か」労働政策研究・研修機構編『非典型化する家族と女性のキャリア』独立行政法人労働政策研究・研修機構、pp.142-169.
- 大石亜希子（2026）「離婚をめぐる社会保障と税制について」棚村政行・佐野みゆき・池田清貴編『共同親権の前に大人が果たすべきこと』きんざい、pp.210-228.
- 川口大司（2018）「雇用形態間賃金差の実証分析」『日本労働研究雑誌』No.701,pp.4-16.
- 原 ひろみ（2017）「女性の活躍が進まない原因」川口大司編『日本の労働市場 経済学者の視点』有斐閣、pp.150-181.
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2023）「「子どもの貧困率」はなぜ下がっているのか？－統計的要因分析－」https://www.murc.jp/library/report/seiken_230814_02/（2026年1月8日閲覧）

森口千晶 (2017) 「日本は〈格差社会〉になったのか—比較経済史にみた日本の所得格差—」『経済研究』第 68 卷第 2 号、pp.169-189.

労働政策研究・研修機構 (2024) 『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2022 第 1 回 (2011 年) ~ 第 6 回 (2022 年) 子育て世帯全国調査の基礎的集計』 JILPT 調査シリーズ No.239、労働政策研究・研修機構

山田知明 (2025) 「所得格差研究の現在地——世帯調査を中心とした分析」『日本労働研究雑誌』 No.785, pp.80-92.

Cancian, Maria and Daniel R. Meyer (2018) "Reforming Policy for Single-Parent Families to Reduce Child Poverty." *RSF: The Russell Sage Foundation Journal of the Social Sciences* 4 (2) :91. doi: 10.7758/rsf.2018.4.2.05.

Garfinkel, I., & Nepomnyaschy, L. (2010) . Assuring Child Support: A Re-assessment in Honor of Alfred Kahn. In S. B. Kameran, S. Phipps & A. Ben-Arieh (Eds.) , *From Child Welfare to Child Well-Being, Children's Well-Being: Indicators and Research I* (pp. 231-253) : Springer.

OECD (2026) OECD Family Database
[https://webfs.oecd.org/Els- c om/Family_Database/PF_1_5_Child_Maintenance_\(Child_Support\).pdf](https://webfs.oecd.org/Els- c om/Family_Database/PF_1_5_Child_Maintenance_(Child_Support).pdf) (2026 年 1 月 9 日閲覧)

おおいし あきこ

千葉大学大学院社会科学研究院教授。社団法人日本経済研究センター研究員、国立社会保障・人口問題研究所室長などを経て現職。博士（学術・千葉大学）。こども家庭庁こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会委員（2023 年～）。法務省法制審議会家族法制部会委員として今回の家族法改正に関わった。専門は労働経済学・社会保障論。女性労働、高齢者就業、ワーク・ライフ・バランス、子どものウェルビーイングについて研究している。主な著書（分担執筆）に、*Social Security Programs and Retirement around the World: Reforms and Retirement Incentives* (University of Chicago Press,2021 年) 、*Family, Work and Wellbeing in Asia* (Springer,2017 年) がある。
